

おおい町渇水対策事業補助金交付要綱

〔 令和7年12月19日
告示第 293号 〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、おおい町渇水対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して、おおい町補助金等交付規則（平成18年おおい町規則第32号）及びおおい町農林水産課所管補助金等交付要綱（平成20年おおい町告示第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定め、渇水による干ばつ被害を防止する目的で応急的に実施されたかんがい用水確保のための事業に係る経費を助成することにより、農業経営の安定及び作物の品質低下の防止を図るものとする。

(事業の実施基準)

第2条 この事業は、令和7年4月1日から9月30日までの間に生じた干害に対し、気象庁福井地方気象台が管理する町内の観測所において、連続干天日数（日雨量5mm未満の日）が20日以上である地域又は30日間の総雨量が100mm以下である地域において、農作物に枯死のおそれがあると町長が認めた場合に実施する。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、地域の水利を管理する組織の構成員（農家組合、水利組合、多面的機能支払交付金活動組織、集落組織）とする。

(補助対象となる事業及び補助金の率)

第4条 補助対象となる事業及び補助金の率は、別表に掲げる内容とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、事業総括表（別紙様式第1）を農家組合長に提出するものとする。

2 農家組合長（以下「申請者」という。）は、前項の規定により提出された書類を審査のうえ適當と認めたものについて、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に事業の実施を確認できる書類等及びその他町長が必要と認める書類を添えて、1月末日までに町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 町長は、前条第2項の規定により補助金の申請及び実績報告があったときは、その内容を精査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付の額を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者は、速やかに補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

(補助金の返還等)

第8条 町長は、補助金の交付決定を受けた者又は既に補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全額若しくは一部を返還せざることがある。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他町長が不適当と認めるとき。

(事業の範囲)

第9条 事業範囲は、工事のため直接必要な本工事費、付帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、船舶及び機械器具費、工事雑費及び事務雑費とする。なお、事業費決定前に支出した経費を補助対象としている。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年12月19日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定をした補助金については、その告示の失効後もなおその効力を有する。

別表

種 別	項 目	実施主体	交付上限 (1申請者あたり)	補助率	備 考
共 助	地域の農業用水確保のために組織が実施した水路の掘削、井戸の掘削、動力線の架設、送水管の設置、揚水機場の設置及びこれに伴う動力線の架設等の付帯工事	農家組合、水利組合、多面的機能支払交付金活動組織、集落組織	100万円まで	10／10以内	補助金の算出において、事業費総括表の頁毎に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。
	地域の農業用水確保のために組織が実施した揚水機（動力機を含む）及び付属部品の購入、賃借及び燃料費（電気料、電力契約料を含む）	農家組合、水利組合、多面的機能支払交付金活動組織、集落組織	100万円まで		
	地域の農業用水確保のために組織が実施したタンク等の購入・賃借及び給水車・タンク車等の賃借	農家組合、水利組合、多面的機能支払交付金活動組織、集落組織	100万円まで		
自 助	地域の農業用水確保のために個人が使用した揚水機（動力機を含む）及び付属部品の購入、賃借及び燃料費（電気料、電力契約料を含む）	個人	100万円まで	5／10以内	補助金の算出において、事業費総括表の頁毎に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。
	地域の農業用水確保のために個人が使用したタンク等の購入・賃借及び給水車・タンク車等の賃借	個人	100万円まで		
事務費	地域内の事業量調査・とりまとめに要する事務費及び個人等への振込手数料※（相当分）	農家組合	予算の範囲内	均等割 10% 農家戸数割 40% 水田面積割 50% ※申請件数、金額に応じて	

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

おおい町長様

（申請者）住 所 _____

組織名 _____

代表者 _____ (印)

電話番号 _____

（日中連絡がつく番号を御記入ください）

令和7年度おおい町渇水対策事業補助金交付申請書 兼 実績報告書

令和7年度においておおい町渇水対策事業補助金の交付を受けたいので、おおい町渇水対策補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請するとともに実績報告します。

記

1 補助事業等の名称

令和7年度おおい町渇水対策事業補助金

2 補助事業等の目的及び内容

渇水による干ばつ被害を防止する目的に実施するかんがい用水の確保

3 事業に要する費用

_____ 円

4 事業に対する交付申請額

兼 実績報告額 _____ 円

5 事業の実施期間：令和7年 月 日 ~ 月 日

（補助対象期間：令和7年 7月 1日 ~ 9月30日）

6 事務費

円

7 振込手数料（相当分）

円

8 添付書類

（1）事業総括表（別紙様式第1）

・個別に提出のあった事業総括表をとりまとめたもの

（金額については積上げ、期間・内容については主なものを記載）

（2）事業実施位置図

（平面図に掘削箇所、ポンプ設置等の場所が分かるように着色したもの）

（3）事業実施の確認ができる写真または書類等（必要に応じて）

・写真が無い場合、活動日報など事業の実施日が分かるもの

・工事の場合は、契約書・施工写真等

・既存揚水機場の電気代については、渇水のために増嵩した額が分かるもの

（例年電気代との比較資料等）

（4）事業に要した請求書、領収書の写し

様式第2号（第6条関係）

おおい町指令農 第 号

住 所
組 織 名
代 表 者

年 月 日付けで申請のあった令和7年度おおい町渇水対策事業補助金については、下記条件を付して金 円を交付することに決定したので、おおい町渇水対策事業補助金交付要綱第6条の規定により通知する。

年 月 日

おおい町長 印

記

1 交付決定額（内訳）

(1) 事業費	金	円
(2) 事務費	金	円

2 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類とともに5年間保存すること。

3 次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全額若しくは一部を返還させことがある。

- (1) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他町長が不適当と認めるとき。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

おおい町長 様

（交付決定者）住 所 _____

組織名 _____

代表者 _____ (印)

電話番号 — —

（日中連絡がつく番号を御記入ください）

令和7年度おおい町渇水対策事業 補助金交付請求書

年 月 日付けおおい町指令農第 号で補助金の交付決定通知を受けた、おおい町渇水対策事業補助金の交付を受けたいので、おおい町渇水対策事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額

金 円

2 振込先

金融機関	支店
預金種目	普通・当座
口座番号	
口座名義	(フリガナ)

※振込先の確認できる通帳の写しを添付してください。